

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『受動喫煙から、働く方々の健康を守るための対策を行いたい』

受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

受動喫煙（他人のたばこの煙を吸ってしまうこと）から、働く方々の健康を守ることが事業主の方に求められています。そこで、事業場における受動喫煙防止のための取組への支援として、助成金（経済的支援）、専門家によるアドバイスや測定機器の貸与（技術的支援）を受けることができます。

① 受動喫煙防止対策助成金

対象となる方

職場で働く方々の受動喫煙を防止するため、たばこの煙が漏れないような要件[※]を満たす喫煙室等の設置や改修に関する費用の一部を助成します（対象は中小企業事業主に限ります。）。

※ 喫煙室内に向かう風速がその入口で0.2m/s以上

支援内容

喫煙室の設置や改修に要した経費のうち、工費、設備費などの2分の1（上限200万円）を助成します。

ご利用方法



助成対象、申請の方法や必要な書類など、詳しくは各都道府県労働局へお問い合わせください。

①のお問い合わせ先 各都道府県労働局労働基準部健康安全課（又は健康課）

※申請時の書類提出窓口は雇用環境・均等部企画課（又は雇用環境・均等室）となりますのでご注意ください。

② 受動喫煙防止対策のための相談窓口

対象となる方・支援内容

全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談に、労働衛生コンサルタントなどの専門家が助言・指導を行います。また、ご希望に応じて、全国の事業場に訪問し、実地で助言・指導を行います。企業・団体の会合に講師を派遣し、対策に関する説明を行います。すべて無料です。

【相談の例】

受動喫煙防止対策を効果的に行うための計画の立て方や実施体制、事業場内の受動喫煙に関する実態の適切な把握方法、喫煙室の設置のためのポイント、既存の喫煙コーナーの改善方法など

③ たばこの煙の濃度等を測定するための機器の貸出

対象となる方・支援内容

現在の職場環境の把握や既に行った受動喫煙防止対策による改善状況を確認したい事業主の方を対象に、たばこの煙の濃度や喫煙室の換気状態を測定する機器（粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計）を無料で貸し出します。

また、ご希望に応じて、全国の事業場に訪問し、機器の使い方の説明を行います。

②、③のお問い合わせ先

受託業者に直接お問い合わせください。

②（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 050-3537-0777

<http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke>

③柴田科学株式会社 03-3635-5111

<https://www.sibata.co.jp/news/news-29044/>

担当部局：厚生労働省労働基準局安全衛生部環境改善室 03-5253-1111（内線：5506）